

沿岸広域振興局長告示第23号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月10日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0331100016	相談支援事業所トーク	釜石市甲子町第3地割139番地	社会福祉法人豊心会
0331100024	相談支援釜石事業所	釜石市定内町一丁目8番10号	医療法人仁医会（財団）
0332900018	障がい者相談支援事業所四季	上閉伊郡大槌町小釜第27地割34番地1 シーサイドタウンマスト2階	社会福祉法人リアス福社会

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0331100016	相談支援事業所トーク	釜石市甲子町第3地割139番地	社会福祉法人豊心会
0331100024	相談支援釜石事業所	釜石市定内町一丁目8番10号	医療法人仁医会（財団）
0332900018	障がい者相談支援事業所四季	上閉伊郡大槌町小釜第27地割34番地1 シーサイドタウンマスト2階	社会福祉法人リアス福社会